

フラッグシップ輸出産地

、産地募集中／

輸出産地形成・育成に向けた

フラッグシップ輸出産地

の第2回募集を開始します！！

従来の農畜産物に加え、
林産物・水産物も募集！

フラッグシップ
輸出産地
とは？

海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定します。

目的・概要

「フラッグシップ輸出産地」として認定された産地は、これから輸出に取り組む産地の手本として、その取組を横展開することで、輸出産地の形成を促進します。また、認定された「フラッグシップ輸出産地」に対しては、その更なる拡大・発展を後押しする支援を行います。

産地選定
基準
(裏面参照)

次に掲げる要件（１）～（３）のすべてを満たしていること
（１）輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること
（２）一定の量又は金額の輸出実績があること
（３）サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出を行っていること

産地認定
のメリット

農林水産省		GFPによる支援（主な例）		
認定証授与	補助事業の優先採択等	トップランナー会合の開催	認定産地の情報発信	海外バイヤーとのマッチング
				
認定産地に対し、大臣認定証を授与	認定産地に対し、各種支援措置を優先的に措置	認定産地を集めた交流会の開催	GFPウェブサイト等を通じた国内外への情報発信	海外バイヤー招へい産地ツアー・商談会の実施

※この他にもさまざまな支援策を検討中

募集期間

2024年11月1日(金)～2024年11月29日(金)

- ・選考にあたっては、選定基準（裏面）をもとに総合的に判断いたします。
- ・結果については、応募時にご登録いただいたE-mailアドレスを通じてお知らせします。

応募用HPはこちら



応募様式に必要な事項を記載の上、webフォームよりお申込みください

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/flagship_yusutsu.html

※認定後GFPによる支援をご希望の方は、公式ページ(裏面QR)からGFPへの登録をご検討ください。

フラッグシップ輸出産地（農林水産物）の選定基準

要件	詳細												
①輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出	対象とする輸出先国・地域の規制※1・ニーズ等※2に対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること ※1:輸出先国が求める動植物検疫の規制や残留農薬基準値、衛生管理への対応等 ※2:有機栽培やGAP等の認証や相手先国バイヤーの要望に応じた品種の輸出、鮮度保持技術の導入等												
②一定の量又は金額の輸出実績	以下に示す一定量又は金額の輸出実績があること <table border="0"> <tr> <td>青果物（きのこ類・山菜類を含む） ：直近1年間の輸出額が3,000万円以上</td><td>鶏肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が 50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※3</td></tr> <tr> <td>米：直近1年間の輸出量が1,000t以上</td><td>鶏卵：直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3</td></tr> <tr> <td>茶：直近1年間の輸出額が10,000万円以上</td><td>牛乳乳製品：直近1年間の輸出量が100t以上</td></tr> <tr> <td>花き：直近1年間の輸出額が2,000万円以上</td><td>製材：直近1年間の輸出額が5,000万円以上</td></tr> <tr> <td>牛肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</td><td>水産物：直近1年間の輸出額が10,000万円以上</td></tr> <tr> <td>豚肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</td><td></td></tr> </table> ※3:シンガポール・EU向けについてはより高度な基準を満たす必要があるため、実際の輸出量に10を乗じた数量を上記の選定基準と比較するものとする	青果物（きのこ類・山菜類を含む） ：直近1年間の輸出額が3,000万円以上	鶏肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が 50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※3	米：直近1年間の輸出量が1,000t以上	鶏卵：直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3	茶：直近1年間の輸出額が10,000万円以上	牛乳乳製品：直近1年間の輸出量が100t以上	花き：直近1年間の輸出額が2,000万円以上	製材：直近1年間の輸出額が5,000万円以上	牛肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上	水産物：直近1年間の輸出額が10,000万円以上	豚肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上	
青果物（きのこ類・山菜類を含む） ：直近1年間の輸出額が3,000万円以上	鶏肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が 50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※3												
米：直近1年間の輸出量が1,000t以上	鶏卵：直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3												
茶：直近1年間の輸出額が10,000万円以上	牛乳乳製品：直近1年間の輸出量が100t以上												
花き：直近1年間の輸出額が2,000万円以上	製材：直近1年間の輸出額が5,000万円以上												
牛肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上	水産物：直近1年間の輸出額が10,000万円以上												
豚肉：直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上													
③サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出	2年以上継続的に輸出に取り組んでいること - 上記期間中いずれかの年に2か国（地域）以上に輸出を行っていること												

※ 応募要件の詳細は、フラッグシップ輸出産地選定実施要領をご確認ください。

理念

～Place the flag seen from the world（世界へ向けて旗を立てる）～
海外で日本産の農林水産物を求めている人がいる

それはなぜか？

おいしいから、健康的だから、新鮮だから、安全だから、
美しいから、多種多様だから、等々
きっとそういうところに魅力を感じている

それを作っているのは誰か？

日本にはクラフトマンシップあふれる生産者がたくさんいる
古来から四季や風土に根ざし、愛情込めて丁寧に
海外の人に食べてもらいたいと思って作っている

そういう人たちを海外の人に紹介したい
産地もそれを望んでいる

そういった思いを胸に仲間たちと輸出に取り組む旗手となる産地、
それがフラッグシップ輸出産地

問合せ先

農林水産省 輸出支援課 輸出産地形成室



flagship@maff.go.jp



03-6744-7172

G F P
について



GFP公式ホームページ
<http://www.gfp1.maff.go.jp/>



公式Facebookページ
<https://www.facebook.com/maff.gfp/>

